

四日市市障害を理由とする差別の解消を推進する条例施行規則をここに公布する。

平成30年11月19日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第64号

四日市市障害を理由とする差別の解消を推進する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、四日市市障害を理由とする差別の解消を推進する条例（平成30年四日市市条例第32号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(あっせんの申立ての方法等)

第2条 条例第9条第1項の規定によるあっせんの申立ては、あっせん申立書（第1号様式）を市長に提出してしなければならない。

2 市長は、前項の規定による申立書の提出があったときは、これを誠実に処遇し、処理の経過及び結果を申立人に通知するものとする。

(あっせんの打ち切り)

第3条 四日市市障害者差別解消支援地域協議会（以下「協議会」という。）は、条例第9条第1項の申立てがされた事案（以下「対象事案」という。）について、あっせんによる問題の解決の見込みがないと認めるときは、あっせンを打ち切ることができる。

2 協議会は、前項の規定によりあっせンを打ち切ったときは、対象事案の当事者その他の関係者に対し、その旨を通知するものとする。

(あっせんの報告)

第4条 協議会は、次に掲げるときは、市長に対し、あっせんの結果を報告するものとする。

- (1) あっせんの必要がないと認められるとき。
- (2) 対象事案の性質上、あっせんをすることが適当でないと認められるとき。
- (3) あっせんにより対象事案についての問題が解決したと認められるとき。
- (4) その他あっせンを打ち切ったとき。

(勧告の方法)

第5条 条例第12条第2項の規定による勧告（以下「勧告」という。）は、勧告書（第2号様式）により行うものとする。

(公表の方法等)

第6条 条例第13条第1項の規定による公表（以下「公表」という。）は、インターネットの利用その他の広く市民に周知する方法により行うものとする。

2 公表する事項は、次に掲げるものとする。

(1) 勧告を受けた者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(2) 公表の原因となる事実

(3) 勧告の要旨

(4) その他市長が必要と認める事項

（意見を述べる機会の付与の方式）

第7条 条例第13条第2項の規定による意見を述べるときは、市長が口頭であることを認めるときを除き、意見書（第3号様式）を提出してするものとする。

2 意見を述べるときは、証拠書類又は証拠物を提出することができる。

（意見を述べる機会の付与の通知の方式）

第8条 市長は、条例第13条第2項の規定により意見を述べる機会を与えるときは、意見書の提出期限（口頭により意見を述べる機会の付与を行う場合には、その日時）までに相当の期間において、同条第1項に規定する者に対し、意見聴取通知書（第4号様式）により通知するものとする。

（口頭による意見の陳述）

第9条 市長は、前条の規定による通知を受けた者（以下「当事者」という。）が口頭により意見を述べるときは、その指定する職員にこれを聴取させることができる。

2 当事者は、病気その他のやむを得ない理由がある場合には、市長に対し、口頭意見陳述日時等変更申出書（第5号様式）により、口頭による意見の陳述（以下「口頭意見陳述」という。）の日時又は場所の変更を申し出ることができる。

3 市長は、前項の規定による申出又は職権により、口頭意見陳述の日時又は場所を変更することがある。

4 市長は、前項の規定により口頭意見陳述の日時若しくは場所を変更したとき又は第2項の規定による申出を受けた場合において口頭意見陳述の日時若しくは場所を変更しなかったときは、速やかに、その旨を当事者に通知するものとする。

（意見書を提出しない場合等の取扱い）

第10条 当事者が提出期限までに意見書を提出しないとき又は口頭意見陳述の期日に出頭しないときは、意見がなかったものとして取り扱うものとする。

（代理人の選任等）

第11条 当事者は、代理人を選任することができる。

2 代理人は、各自、当事者のために、意見の陳述に関する一切の行為をすることができる。

(協議会の会長及び副会長)

第12条 協議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 会長は、副会長を指名する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第13条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会の会議は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の非公開)

第14条 協議会の会議は、公開しないものとする。

(庶務)

第15条 協議会の庶務は、健康福祉部障害福祉課において処理する。

(表彰)

第16条 条例第24条の規定による表彰について、その対象、方法その他の必要な事項は、別に定める。

(委任)

第17条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成30年11月20日から施行する。

第1号様式（第2条関係）

あつせん申立書

年 月 日

四日市市長

住 所
申立人 氏 名
電話番号

四日市市障害を理由とする差別の解消を推進する条例第9条第1項の規定により、次のとおりあつせんの申立てをします。

差別を受けたとされる者	住 所	
	氏 名	
差別したとされる者	住所（法人その他の団体にあつては主たる事務所又は事業所の所在地）	
	氏名（法人その他の団体にあつてはその名称及び代表者の氏名）	
差別の概要		
求めるあつせんの内容		
その他		

第2号様式（第5条関係）

第 年 月 日 号	
勸 告 書	
様	
四日市市長 印	
四日市市障害を理由とする差別の解消を推進する条例第12条第2項の規定により、次のとおり勸告する。	
勸告の内容	
勸告の原因となる事実	
注 意	正当な理由がなく勸告に従わなかったときは、四日市市障害を理由とする差別の解消を推進する条例第13条第1項の規定により、四日市市障害を理由とする差別の解消を推進する条例施行規則第6条第2項に掲げる事項を公表されることがあります。

第3号様式（第7条、第10条関係）

<p>意 見 書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>四日市市長</p> <p style="text-align: right;">住 所</p> <p style="text-align: center;">当事者</p> <p style="text-align: right;">氏名（名称） 印</p> <p>四日市市障害を理由とする差別の解消を推進する条例施行規則第7条第1項の規定により、次のとおり意見を述べます。</p>	
<p>意見聴取通知書の番号 及 び 日 付</p>	<p style="text-align: center;">第 号</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p>
<p>公表の原因となる事実 その他当該事案の内容 についての意見</p>	
<p>備 考</p>	

注1 当事者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名することができる。

2 記入欄が不足する場合は、別葉に記載して添付すること。

（表）

意見聴取通知書	
年 月 日	
様	
四日市市 印	
<p>次のとおり意見の聴取を行うので、四日市市障害を理由とする差別の解消を推進する条例規則第8条の規定により通知する。</p>	
予定される公表の原因 と なる 事 実	
公表の根拠となる条例 の 条 項	
意見書の提出先	
意見書の提出期限	
備 考	

注1 口頭により意見を述べる機会の付与を行う場合は、「備考」欄にその旨並びに出頭すべき日時及び場所を記載すること。

2 記入欄が不足する場合は、別葉に記載して添付すること。

3 意見の陳述に際しての留意事項は、裏面のとおりとす。

(裏)

意見の陳述に際しての留意事項

- 1 意見書には、あなたの住所及び氏名、意見聴取通知書の番号及び日付並びに公表の原因となる事実その他当該事実の内容についての意見を記載して提出してください。

なお、口頭により意見を述べる場合は、意見書を提出する必要はありません。
- 2 意見を述べるときは、証拠書類又は証拠物を提出することができます。
- 3 提出期限までに意見書の提出がないとき、又は口頭意見陳述の期日に出頭しないときは、意見がなかったものとして取り扱います。
- 4 口頭意見陳述を行う場合において、病気その他のやむを得ない理由があるときは、口頭意見陳述日時等変更申出書により、口頭意見陳述の日時又は場所の変更を申し出ることができます。
- 5 意見の陳述に際しては、代理人を選任できますので、意見聴取通知書の番号及び日付、代理人の住所及び氏名並びに当該代理人に意見の陳述に関する一切の手続を委任する旨を明示した委任状を提出してください。
- 6 あなた又はあなたの代理人が口頭意見陳述の期日に出頭する場合は、この意見聴取通知書を持参してください。

第5号様式（第9条関係）

口 頭 意 見 陳 述 日 時 等 変 更 申 出 書

年 月 日

四日市市長

住 所
申立人 氏 名
電話番号

四日市市障害を理由とする差別の解消を推進する条例施行規則第9条第2項の規定により、次のとおり口頭意見陳述の日時又は場所の変更を申し出ます。

意見聴取通知書の番号及び日付		第 号 年 月 日	
申出事項	変更前	日時	年 月 日 時 分から
		場所	
	変更後	日時	年 月 日 時 分から
		場所	
申出の理由			

注 当事者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名することができる。

(健康福祉部障害福祉課)